

◎山鹿市工場等設置奨励条例の改正について

2016.6.3

○現行の制度

条 例	税特別措置条例		工場等設置奨励条例	
優遇措置	固定資産税の課税免除(3年間)		課税免除(3年間)	工場等設置奨励金(3年間)
①地 区	過 疎 地 域 内	集 積 区 域 内	農村工業等導入地区	左記適用以外
②適用施設	・製造業 ・情報通信技術利用事業 ・旅館業	・輸送用機械 ・半導体 ・食品、医薬品	ア. 製造業 イ. 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	ア. 製造業 ウ. ソフトウェア業、情報通信等関連事業 エ. 試験研究施設 オ. スポーツ又はレクリエーション施設
③適用基準	・建物、機械装置、備品の合計額2,700万円超 ・取得の日から1年以内に建設着手の土地	・家屋、構築物の合計額2億円超 ・取得の日から1年以内に建設着手の土地	・建物、機械装置、備品の合計額3,000万円超 ・道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は、増加する雇用者の数が15人を越えるもの。 ・取得の日から1年以内に建設着手の土地	・建物、機械装置、備品(土地を除く)の合計額 ①新設は、5,000万円超、新規雇用従業員数が10名以上 ②増設は、2,000万円超、新規雇用従業員数が5人以上
④適用期限	平成29年3月31日	同意日(平成28年3月31日まで)から5年以内	平成29年3月31日	なし
雇用奨励金	新たに市内在住者を操業から1年以上常雇用した場合、1人当20万円。1社当600万円限度。(旅館業を除く)			



○改正後の制度

条 例	税特別措置条例		工場等設置奨励条例	
優遇措置	固定資産税の課税免除(3年間)		課税免除(3年間)	工場等設置奨励金(3年間)
①地 区	過 疎 地 域 内	集 積 区 域 内	農村工業等導入地区	全域(左記適用以外)
②適用施設	・製造業 ・情報通信技術利用事業 ・旅館業	・輸送用機械 ・半導体 ・食品、医薬品	ア. 製造業 イ. 道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業	ア. 製造業 ウ. ソフトウェア業、情報通信等関連事業 エ. 試験研究施設 オ. 総合保養地域整備法中第1号から第5号まで、及びその他観光振興に資する施設で市長が適当と認める施設等
③適用基準	・建物、機械装置、備品の合計額2,700万円超 ・取得の日から1年以内に建設着手の土地	・家屋、構築物の合計額2億円超 ・取得の日から1年以内に建設着手の土地	・建物、機械装置、備品の合計額3,000万円超 ・道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業は、増加する雇用者の数が15人を越えるもの。 ・取得の日から1年以内に建設着手の土地	・建物、機械装置、備品(土地を除く)の合計額 ①新設は、5,000万円超、 新規雇用従業員数が10名以上 ②増設は、2,000万円超、 新規雇用従業員数が5名以上
④適用期限	平成29年3月31日	同意日(平成28年3月31日まで)から5年以内	平成29年3月31日	なし
雇用奨励金	新たに市内在住者を操業から1年以上常雇用した場合、1人当 30万円 。1社当 1,500万円 限度。 (旅館業を除く) ※単価、上限の引き上げはH31度までの時限措置			

※総合保養地域整備法第2条第1項第1号から第5号とは

1. スポーツ又はレクリエーション施設 2. 教養文化施設 3. 休養施設 4. 集会施設 5. 宿泊施設